

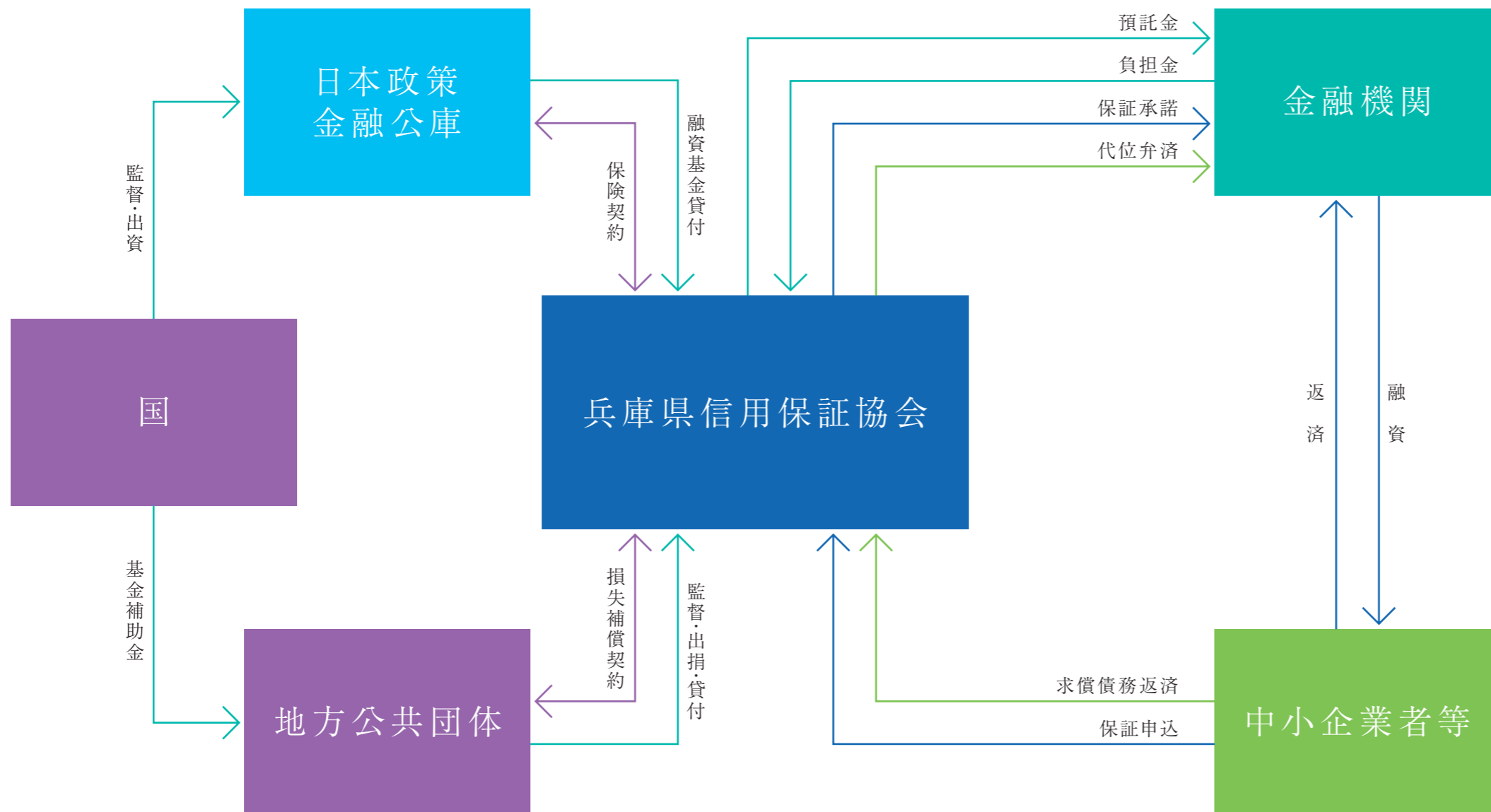
信用補完制度

■ 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ『信用保証制度』と、信用保証協会と日本政策金融公庫の二者から成り立つ『信用保険制度』の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクへの資金的な裏付けを行います。さらに、信用保険制度により代位弁済に伴う保証協会のリスクをカバーし、負担を軽減することで、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。



信用補完制度とは

「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等へ円滑に資金供給を行っています。その際、信用保証協会は中小企業者等から保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対して代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結んでいます。万一保証付融資が返済不能になった場合、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行います。この代位弁済額のうち一定の金額について、信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金として受領します。

■ 県・市町と信用保証協会との関係

県及び24市4町では、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じた制度融資を実施しています。

制度融資によっては、当協会と県・市町との間に損失補償契約を締結しています。万一代位弁済となった場合、当協会は損失補償金を県・市町から受領し、その後、回収に応じて返納しています。

県・市町の一部は、当協会を通じて取扱金融機関へ資金の預託(平成20年度実績2,707億51百万円)をしています。この預託は、制度融資の積極的な実施と低金利貸出のための原資となります。

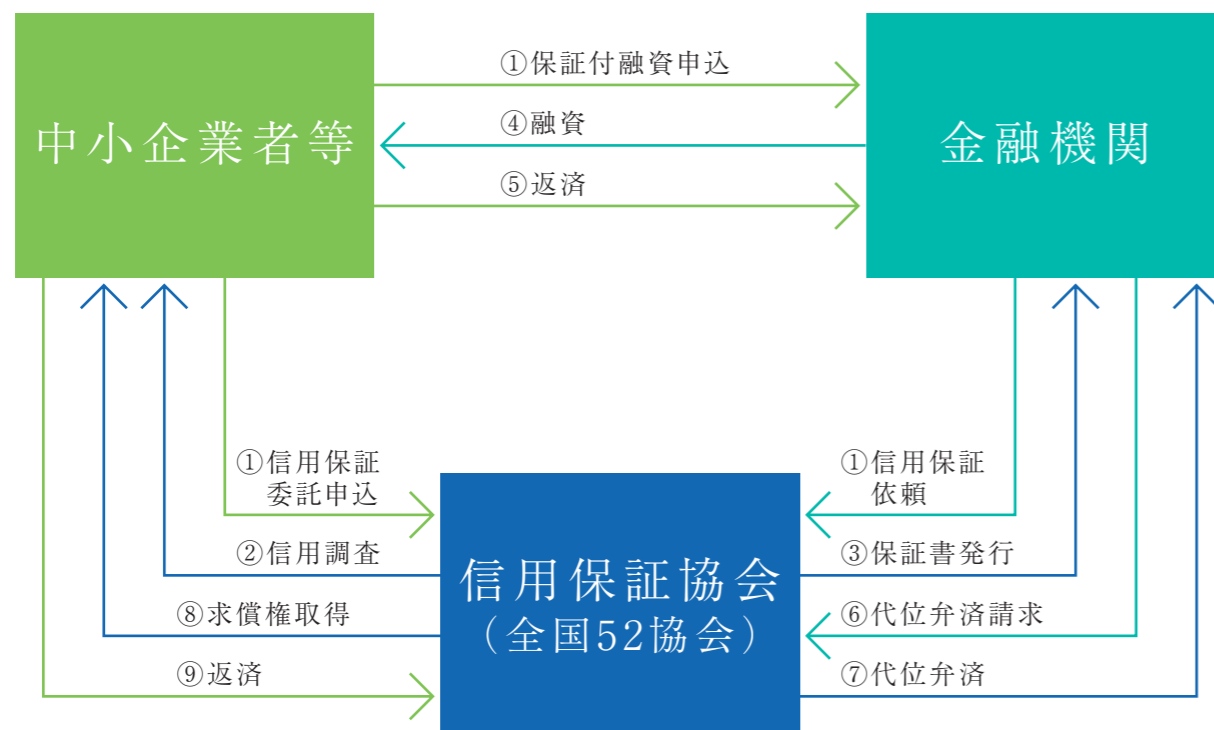
信用保証制度と信用保険制度

■ 信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会（以下「保証協会」）の三者となります。

- ① 中小企業者等は、金融機関を経由して保証協会に信用保証委託申込をします（保証協会へ直接申し込むことも可能です。また、市町の商工担当課や商工会・商工会議所などでも取り扱っています）。
- ② 保証協会は、申し込みのあった中小企業者等について信用調査をします。
- ③ 保証協会が、審査の結果、信用保証が適当と認めるときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。このとき、中小企業者等には所定の保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金の返済をします。
- ⑥ 中小企業者等が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなった時、金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、中小企業者等に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者等は、保証協会に対して返済をします。

※⑥～⑨は債務不履行が発生した場合



■ 信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」）と信用保証協会（以下「保証協会」）の二者です。

- ① 日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③ 保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤ 保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

また、政府は、日本公庫を通じて保証協会に対し資金を貸付し、保証協会はその資金の全額を金融機関に預け入れ（預託）します。預託は、保証協会の保証を活用した中小企業向け融資の積極的な実施のための原資となります。

※平成20年度末で日本公庫からの借入金はありません。

